

自己点検・評価企画部会設置内規

自己点検・評価全学委員会

2015年3月4日 制定

2022年4月1日 改定

(趣旨)

第1条 自己点検・評価規程第19条に基づき、大学全体に関わる内部質保証の実務を掌り、大学評価（認証評価）に係る事項を推進するために、自己点検・評価全学委員会のもとに設置する自己点検・評価企画部会（以下「企画部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(企画部会の目的及び設置)

第2条 自己点検・評価全学委員会の定める基本方針に基づき、自己点検・評価活動の企画・実施・調整、報告書の編集及び大学評価（認証評価）に係る事項を協議するため、企画部会を置く。

(企画部会の任務)

第3条 企画部会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 自己点検・評価活動の企画・実施・調整に関すること
- (2) 自己点検・評価の実施に関わる説明会の開催に関すること
- (3) 自己点検・評価報告書の編集に関すること
- (4) 各部門の自己点検・評価に対する検証に関すること
- (5) 改善アクションプランの実施に関すること
- (6) 学生調査の実施、分析、検証に関すること
- (7) 内部質保証システムの構築や検証方法の普及、広報に関すること
- (8) 大学評価（認証評価）に関すること
- (9) 自己点検・評価全学委員会における審議案件の起案、調整に関すること

(企画部会の組織)

第4条 企画部会は、次に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 学長の指名する学長室専門員1名
- (2) 学長の指名する副教務部長1名
- (3) 学長の指名する全学委員会委員若干名
- (4) 教学企画事務長及び教学企画事務室員

2 企画部会に部会長1名を置き、学長の指名する学長室専門員をもってこれ

に充てる。

(任期)

第5条 企画部会委員（以下「委員」という。）の任期は、職務上委員となる者を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 企画部会の事務は、教学企画部教学企画事務室が行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程を改廃するときは、自己点検・評価全学委員会の議を経なければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項については、自己点検・評価全学委員長が全学委員会の同意を得て、これを定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この内規の施行後、最初に任命される部会長及び委員の任期については、第8条本文の規定にかかわらず、2016年（平成28年）3月31日までとする。

附 則

この内規は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

(自己点検・評価全学評価部会廃止及び企画編集部会名称変更に伴う改正)

以 上